

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会

第35回議事録（案）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

第35回東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会
議事次第

日時：平成28年3月14日（月）13:56～15:58

場所：ホテルイースト21東京 東陽の間

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 東京PCB廃棄物処理施設の操業状況
- (2) 東京PCB処理事業所 長期処理計画
- (3) 東京PCB処理事業所 長期保全計画の実施状況
- (4) 東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果
- (5) その他

3. 閉 会

○事務局 定刻のちょっと前でございますが、皆さんお揃いですので、始めたいと思います。本日御欠席の御連絡のありました委員を除きまして皆さんお揃いでございます。第35回「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会」を開催させていただきます。

御欠席の委員でございますが、御連絡のありました委員を申し上げます。織委員、佐古委員、村山委員、野崎委員でございます。

尚、本日はお忙しい中、環境省からは中野課長補佐に御出席を頂いております。

それでは、開催に当たり、先ず、事業担当取締役の由田より御挨拶させていただきます。

○JESCO 大変お忙しい所を御参集頂きまして、ありがとうございます。中杉先生を初め、そして委員の皆様方、環境省の中野さん、東京都の前川課長、本当にありがとうございます。また、日頃より弊社の事業に多大なる御理解・御協力を賜っておりますことを改めて感謝申し上げたいと思います。

また、ちょうど5年前になります。5年前の3月11日でございます。このちょうど、この会場で東京PCB監視会議をやろうと予定させて頂いております、中杉委員長も駆けつけて頂きまして、委員の皆様方もかなりの方々が駆けつけて頂きまして、私もその前ぐらいにいた時にぐらっと、大変大きな発災でありました。ちょうど、このシャンデリアも新しくなくて、ここの部屋であったと思うのですが、落ちてしまったという事がございました。大変大きな震災でありまして、現在も復興へ向けまして様々な方々が御尽力をされております。当時の関係者の方、お亡くなりになった方々も多数ございます。御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、弊社で実施しております高濃度PCB廃棄物の処理につきましては、東京事業所におきまして登録されている台数に対しましては、トランス類は72%、コンデンサ類は53%の処理が完了いたしております。豊田事業エリアの車載トランスや北九州・大阪事業所の廃粉末活性炭につきましても受け入れまして、これも処理を進めている所でございます。また、安定器などにつきましては、北海道事業所において来年度から処理を行うべく、現在、保管事業者の皆様にご協力を頂きながら、その登録を進めている所でございます。

それで、平成26年に改定されましたPCB廃棄物処理基本計画におきましては各事業エリアの処理期限を定めまして、ここ東京エリアでは平成35年3月を期限と致しておりますが、使用中のPCB使用製品をこの処理期限内に確実に処理する等、その早期処理を確実にする観点から、国におきましてはPCB廃棄物処理特別措置法の改正を検討頂いて来た所ではございますが、先般の3月1日に改正法案が閣議決定されております。改正法案では、計画的処理完了期限より前の段階で高濃度PCB廃棄物の処分をするよう、命令を課することができる等の措置が計画されておまして、今般の通常国会で成立することを関係者としても強く期待を致しておる所でございます。

これによりまして、全ての高濃度PCB廃棄物の期限内処理の完遂に向けまして、より強力な施策が推進されるものと考えております。関係各位の御尽力に感謝申し上げますとともに、早期処理に向けまして、引き続き御理解・御協力をお願い致します。

さて、本日御議論頂く課題は、先ず東京PCB廃棄物処理施設の操業状況。その次に、東京PCB処理事業所長期処理計画。3点目は、東京PCB処理事業所長期保全計画の実施状況。4点目は、東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果の4つでございます。

長期処理計画は、期限内処理の遂行に向けまして御関心の高い議題であると思っております。また、今回はJESCO東京事業所及び運転会社の全職員200名を超える方々に対しまして初めて行いました意識調査の結果についても御報告させていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

尚、昨年10月に北九州事業所で排気中のベンゼンについて問題となりましたが、東京事業所は他の事業所と異なりまして、水熱分解処理によりCO₂や水までに完全に分解するという処理工程であります事から、ベンゼンがそもそも発生しない施設であります。そういう事で、特段の問題はございませんが、念のために全事業所において、対策状況について総点検を行いました。その結果、北九州で問題となった箇所以外は、他事業所も含めまして、全て問題が無いという事を確認させていただきました。

弊社と致しましては、処理の安全性をより一層、確実にしつつ、処理を完遂すべく、改めまして気を引き締めて参りたいと考えております。今後とも関係の皆様への御理解・御指導の基、本社、事業所、一丸となつて、一日でも早く安全・確実な処理が進むよう、更なる努力をして参る所存でございます。引き続き、JESCOのPCB事業に御理解・御指導を頂きます様宜しくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、以降の議事進行につきましては、中杉委員長にお願い致します。

○委員長 宜しくお願い致します。

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認を事務局からお願い致します。

○事務局 では、資料の御確認をお願い致します。一番上にありますのが、本日の議事次第でございます。その裏面がこの会場の席次図となっております。次の1枚物の紙でございますが、表裏に本委員会の名簿が載っております。

本日の議題となります資料-1でございます。「東京PCB廃棄物処理施設の操業状況」で、ホチキス止めで14ページから成っております。別紙-1として「平成27年度 環境モニタリング調査結果」、A4判の横の表の1枚物でございます。

資料-2と致しまして「東京PCB処理事業所 長期処理計画」。これもホチキス止めで、一番後ろは真っ白ですけれども、15ページから成るものです。

資料-3「東京PCB処理事業所 長期保全計画の実施状況」。これもホチキス止めにされております。6ページのものでございます。この資料-3の別紙1としまして、A3判の横の見開きでございます。「東京PCB処理事業所『平成27年度実施』および『平成28年度予定』の主な設備保全項目」でございます。次もA3判の表になります。これは縦長でございます。これにつきましては「長期保全計画表(東京PCB処理事業所)28年度改訂版」でございます。

資料-4でございます。「東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート

ト結果」で、これも一番後ろは真っ白でございますが、7ページから成るものでございます。

次に、その他資料1でございます。前回の第34回委員会の議事要旨(案)でございます。これも12ページからになります。

厚い資料で、その他資料2でございます。これも第34回の議事録(案)でございます。この案につきましては委員の方のみの配付となっております。

次に、東京PCB処理事業所の事業だよりでございます。No. 43、No. 44をお付けしてございます。

最後に、お手元に東京PCB処理事業施設のパンフレットが付いております。これも委員の方のみでございます。以上でございます。

○委員長 宜しいでしょうか。それでは、次第に従って進めたいと思います。

1番目の議題は「東京PCB廃棄物処理施設の操業状況」という事で、これまで定期的に報告して頂いているものの最新版でございます。資料の御説明をお願いします。

○JESCO それでは、資料-1を安全対策課長の池原が説明致します。お手元の資料を見ながらでもいいのですが、こちらを見て頂くのが一番早いかと思います。

例年出している操業状況なのですけれども、今回、前回まで、この廃PCB油というものを、トランス類との数値の計画が非常に分かり難いという事で、実はこれまでトランス類から抜油した油も廃PCB油に入れるという集計をしていたのですが、昨年度から集計の方はトランス類に入れてございます。ただ、計画がそのまま、廃PCB油の計画がトランスから抜いた油というものがこの計画の中に入っていて、比較するにはちょっとおかしい。計画が大きいのに、こちらに入っているのに、実数はここに入っているという状況になっておりましたので、その辺の整理をしてございます。

但し、平成27年度の予算としましては、廃PCB油にトランスから抜いた油が入った状態で計画を立ててございました。それを抜いて全部、計画もトランス類に合わせるという事をしますと、実は計画はゼロとなってしまいます。これは純の、ピュアな廃PCB油は非常に数値が少のうございまして、実はこれまでの廃PCB油の予算、計画は全てトランス類から抜いた油の数値で予算、計画を立てていたということで、平成28年度からはその辺は全部整理しまして、ピュアな廃PCB油の計画というものを立てて、それと比較という形になりますが、今回に限り、ここはゼロとなりまして、1t近く、ピュアなPCBは処理してございますが、この比較はできないという表になってございます。

そういう事で、トランス類、コンデンサ類、重量で見頂きますと、計画に対して97%、コンデンサも97%という事で、これは1月までの数値なのですけれども、若干、計画を1月末では下回っている。これは、実は6月にありましたサイバー攻撃、システムのトラブルの中で、ちょっと搬入がうまく計画通りできなかった等々の事がございまして、落ち込んだ数値を徐々に回復しながら、1月末で97%という事でございます。

実は、2月末のデータも今、出てございまして、100を若干超えているという事で、この

ままでいけば、年度末には、3月末には、ちょっとぎりぎりだと思いますけれども、計画通りの処理が進むものと考えてございます。

(PP)

操業からの処理状況、進捗率なのですけれども、トランス類につきましては62.0%、コンデンサについては57.3%、廃PCB油については38.8%という数値を書いておりますが、実は対象数量が46t。そういったものに対して、実は386tという大きな、ちょうど1桁違うような数値のリン入りPCBというものがございます。これは前回、前々回等で説明してございますが、今、リンを取り除くための実証試験等々、対策を検討中であるという所で、今回、この対象数量から外した数値で38.8%を出してございます。

但し、今後、これを処理することになれば、含めた場合の進捗率は4.2%という事で、実はリンをどこで取り除くのか等々が今後の課題としては残ってございますので、そういった整理がついて、実行が確実なものとなった時にはリン入りPCBを含めた数値で評価をしていくことにしたいと思っております。

(PP)

「2. 排出源モニタリング及び敷地境界での測定結果」でございます。

お手元の資料は1ページ飛ばさせてもらっています。2ページの資料につきましては例年通りの資料でございます。特に大きな問題はなく、変化はございませんので、割愛させていただきます。

敷地境界測定につきましても、平成27年度という結果で書いてございます。排気系統が2カ所、換気系統を2カ所。これを測定してございます。見て頂けます様に、数値は環境保全協定値に対しまして、全てを下回って、良好な状態を維持してございます。大きな問題はございません。非常に良好な状態でございます。

(PP)

排水の測定結果でございます。これにつきましても平成27年度、これは2月までという事なのですけれども、平成26年度も御報告はしていますが、前年度もこうでしたという事で、特に変化はございません。PCBは定量下限値未満、pHも保全協定値内、その他のものにつきましても全て基準値を大幅に下回っているという事で、良好な状態を維持してございます。

(PP)

次は、敷地境界の大気測定結果でございます。先ず、PCBにつきましては、直近4回をこちらに表示してございます。今回、新しい報告をするのはこの2つになるのですが、直近4回で見ましても全て0.0005mg/m³、定量下限値未満という事で、問題はございません。

ダイオキシンにつきましても、年平均で0.052pg-TEQ/m³、0.033pg-TEQ/m³、2カ所の数値で年平均0.6pg-TEQ/m³を1桁以上下回っているという事で、特に問題はございません。

実際、過去に、これは平成23年8月なのですけれども、一旦、1.2pg-TEQ/m³という数値が出た時があります。この通り、若干こういう振れがあるのですが、ここ3年位はずっと

低い数値で推移をされていて、非常に良好な形で推移している状況でございます。

(PP)

雨水の測定結果でございます。雨水につきましては、No. 3、No. 6、No. 11という事で、この3カ所で測ってございます。見て分かります様に、PCBは全て不検出、ダイオキシンのつきましても自主管理目標値を大きく下回ってございまして、特に問題はございません。

トレンドで見ましても、やはりこういう上がり下がり若干、季節変動もありましてあるのですけれども、自主管理目標値の5 pg-TEQ/m³に対しまして大きく振れるような傾向も出ておらず、非常に良好な状態を維持していると判断してございます。

(PP)

次は、委員の皆様にはファクス、メール等で速報を出してございます。運転時トラブルの状況ということで、まずコンデンサGB系統排気オンラインモニタリングPCB濃度「高高」で、濃度「高高」というものは東京でやっている話なのですけれども、ここで測ってございますオンラインモニタリングの数値が基準値の「高高」を出しますと全てインターロックがかかって、設備が停止をして、排気系統を止めるという操作をしております。

今回はコンデンサGB系統、これは11月29日でございますけれども、その時稼働していたものが、ここにはコンデンサGB系統とコア解体系というものが入っていますが、これも動かしていない。この中で動かしたのはこのコイル切断装置だけという事で、原因がこのコイル切断装置であるという事がすぐ判明致しまして、では、どんな作業をしていたかといいますと、資料の中程にちょっと書いてございます。

ワニス鉄心というトランスのコイルを切断してございました。これは非常にワニスで固めてあって、硬いものでございまして、摩擦による熱が出易いという事で、これまでも注意をして切っていたのでございますけれども、今回は瞬間的に蒸発したPCBで高い数値が出て、当然、こういったオイルスクラバーや活性炭を通してはいるのですけれども、基準値といえますか、そういう想定値を超えた数値がここで記録されている。

但し、ここの外で、ここでオフラインのサンプリングをしております。これは0.006mg/m³という事で、これは問題ない数値で、ここには当然、セーフティーネットの活性炭もございまして、そういった形で問題のない数値で、環境には影響ないという事なのですけれども、対策としまして、ここの切断装置の直近のここにドラム缶式の活性炭槽を追設してございます。あと、オイルスクラバーのオイル、こちらの活性炭を交換という形で対応してございます。

(PP)

次は、除染室換気オンラインモニタリングPCB濃度「高高」という事でございます。これは1月29日に発生してございます。

これにつきましては、ここに「ラジエター」と書いてございます。これはトランスの部品でございます。通常は、除染室というものはイレギュラーなものを解体したり抜油したりするという部屋になるのですけれども、通常、こういう部品が入ってきた時に、中に残

油程度残っている場合、こういうふうを立てて、オイルパンの上に残油を落として、それをポンプで吸うという作業をしてございます。ところが、今回は残油という話ではなくて、満々に充填されたラジエターが誤って入って来た。

この誤ってというのは、そもそもこういった充填した部品というのは、ガイドライン上、ちゃんとそれ用の容器に入れればいいのですけれども、通常は運べないという事もありまして、こういうものは入って来ないというものでございます。今回も保管事業者に入っていないという事は念押しで確認はしたのですが、入っていませんという事で入れてみたら、中に充填されていたという事で、縦で油を抜くわけにはいきませんので、こちらで寝かせて、斜めにして油をこのオイルパンの中に落としながら、ここに満々に溜めるという事ではなくて、落としながら、そこをポンプで吸っていたという作業をしてございます。

通常であれば、このポンプで吸った油はPCBタンクに入るのですけれども、このPCBタンクは、実は昨年10月から水熱の出口連絡管3基を順次、全面更新してございまして、その中で2基運転が4カ月近く続いていて、このPCBタンクが結構満々の状態という事で、どうしようか。尚且つ、実はこのラジエターを出された所、横浜市の水道局さんなのですけれども、行政さんの方は60日のD票の返却をしっかりとやってくれという厳しいお話もございましたので、あと10日ほど待つという事もできないだろうという事で、ドラム缶で一旦受けようという形で、手順にはない臨時のやり方を使って油を抜いたという事をしてございます。

そうした場合に、ここで油を落とした所で吸っているのですけれども、エアーもたくさん一緒に吸ってしまいます。そういったものがドラム缶に入ります。それで、この中の入ってきたエアーを含んだPCB。これは、実は霧状になって、ヒューム状になって、この中に、エアーの中に非常にPCBが混じっている状態で、それをここの局排装置で吸っています。これはこういった作業の場所も吸っているのですが、全体を吸って、実はこれは一旦、中の活性炭槽を通して、また、この部屋に戻すというやり方をしてございます。

戻ったエアーについては、最終的にはこの換気装置を抜けて、換気装置という事で、オイルスクラバー、活性炭を抜けて大気に出ていく事になるのですけれども、ここでヒューム状になったPCBが、この活性炭を通ってはいるので、徐々にこの部屋の濃度を高めていって、その濃度が高い換気がオイルスクラバー、活性炭を通ったりしても、ここのオンラインモニタリング装置で「高高」を叩いたというのが原因でございます。

そういう事で、今回、2つの問題がございまして、入れてはいけない、部品に充填されたものが入って来たという事と、手順にはないドラム缶に、当然、これは口頭の打ち合わせは事前に行っているのですけれども、ドラム缶に受けるという事をやった。この2点が大きな問題という事で、先ずはこういったものが入らない様にするために水際という事で、保管事業者を確認したから終わりという訳ではなくて、今後、こういった部品、それも過去に外して経緯がはっきり分からないものにつきましては保管事業者さんの方で、現場で

重量を実測して頂く。当然、これは大体のサイズで重量が空の場合は分かりますので、それから著しく逸脱していれば油が入っているものとして抜油作業をして下さいという事をお願いする手順を作りました。

あと、当然、こういったドラム缶に一旦抜き置くという事を禁止操作であるという事で、そういった事もきちんと当方の手順に記載して、こういったドラム缶に抜く作業、又は部品から抜く作業は除染室で行わないという事を明確に手順等で定めて防止する事にしてございます。当然、ここのオイルスクラバーのオイル、活性炭。こちらになります。この2つについては交換してございます。

これまで、この「高高」という事で、速報でファクス、メールを送らせて頂いています。現在、暫定で操業への影響2という事ですが、3月末には、先程言いました様に、計画通りの処理になろうと思っておりますので、正式に2に落ち着くのかなど。2というのは、一時的な影響はあるものの、最終的には年度内の影響はないというものでございますので、そういった正式の御報告も3月末の結果を見て御報告できるものと思っております。

(PP)

「4. 作業従事者の労働安全衛生について」という事で、作業環境測定結果と処理量の関係を常にずっと見てございます。

上がっている感じのものもあれば、ほぼ平行のものもあれば、下がっているものもあるという事で、これまでの傾向と大きく変わってございません。処理量と作業環境測定の結果には著しい相関はなくて、測定時の気温や作業内容に影響される、これまで通りの傾向が出ている結果かなと判断してございます。

(PP)

「5. ヒヤリハット活動（HHK）の状況」です。ヒヤリハットの件数で、体験ヒヤリと想定ヒヤリというものを書いてございます。

体験ヒヤリが32件、想定ヒヤリが567件、合わせると600弱位の数値となって、これは1月末の累計ですから、合計は大体例年通りという事なのですけれども、見て分かります様に、体験ヒヤリが32件で、これまではやはり100以上の体験ヒヤリが出ていて、多い年は185という事の中で、大変、体験ヒヤリが著しくは減って来ている。それは、やはり色々な対策をして来た事によって体験ヒヤリが減って来ているのだろう。

更にリスクレベルの「IV 重大」「III 問題あり」も平成23年度にIVがあつて、あと、その後の月もこの程度、こういう形でだんだん減って来ているのですけれども、今回は大幅に、IVはゼロでございますし、IIIについても7～8月に1件だけという事で、リスクレベルの高いトラブルも想定も含めて減って来ているという傾向でございます。

表にしますとこういう形で、ここにIVとかIIIの数値がなくなっているという事が分かるかと思えます。そういう事で、これも色々な改善をして来た結果、こういった事になっているのかなと判断してございます。

また、こういったヒヤリハットで出されたものも含めて、改善提案が出されます。それ

は年間、1月までの累計で55件となっております。コストダウンとか安全性とか作業性、両方に効果があるという事で二重にカウントされるものもございますので、これを足すと105になりますけれども、件数としては55でございます。

こういったものは、実は出来るだけ早く、当然、提案に出されたものは対策を取る事になっているのですが、10ページの文章の中程に書いてございます。55件の内37件が既に対策済みで、14件が対策中。対策中のものには定検まで掛かるものもありますので、出されてから半年、1年弱位掛かるものもございます。差し引き、残りの4については、注意喚起とか訓練等々のソフト対策で対応可能というものが4件となっております。

(PP)

続いて、こういった改善提案の主な対策と申しますか、事例を挙げます。

体験ヒヤリという中で、リスクレベルはIIでございます。フォークリフト運転時、計量器に洗浄かごを乗せようとした際にマストがガードレールに接触し破損という事で、フォークリフトをガードレールにぶつけてしまっ壊してしまったという事で、フォークリフト停止位置に停止線を表示。これはハードの対策でございます。

もう一つが、垂直梯子を降りようとした時にペール缶を手を持っていたので滑り落ちそうになったという事でございますが、これは、実際のやり方はロープを使って先にペール缶を降ろすという作業を近道作業でしなかったという事になっておりますので、ルールを周知徹底して、訓練を実施したという事でございます。

こういった、ハード、ソフト、両方の対策という事になるのですけれども。

(PP)

「6. 教育・訓練等の実施状況」というものがございます。

10月13～18日に「フォークリフト物損事故再発防止教育」。先程の所では、これは停止線を付けましたという事でハードの対策をしているのですけれども、当然、それプラス、こういった教育もやっております。運転会社さん15名の参加という事になります。

先程言いました梯子の昇降訓練で、これは12月18日、22日、24日、28日に実施してございます。対象者は28名という事で、こういった訓練もやっているという事で、主な訓練状況の中で、また特筆すべきものを次に挙げてございます。

(PP)

「(2) 総合防災訓練等」でございます。総合防災訓練は11月13日に臨港消防署さん十数名の参加を得まして、共同訓練という形でやらせてもらっています。

今回の特徴としましては、震度5弱、120ガルの地震が発生してIPAが、これはアルコールで、非常に引火性が高いものでございますが、これが100L漏れて、その回収作業をしている最中に屋外仮設ハウスに漏電があって火災が発生した。時間差で2つのトラブルが起きたという形のシナリオでやらせてもらっております。

現地対策本部を移動したりとか、そういった訓練も兼ねてやらせてもらっています。消防さんからは、組織全体として災害に対応しようとする姿勢が感じられた等々、肯定的な

御講評を頂いております。逆に行政さんの方からは、ホワイトボードを予めセットしたり、色々なセットが先にされていて、リアリティーのある訓練にして欲しいという御意見も出てございます。

(PP)

次は、緊急時通報訓練の実施状況でございます。これにつきましては、もう3回やってございますが、今回は12月23日、休日にやってみよう。これまでは平日の夜間にやってございます。そういう事で、休日の12月23日の午前10時にやってございます。

結果はどうなったかと言いますと、この(4)にございます。「電話確認でも連絡が取れなかった場合の対応も決めて置く必要がある」。こういうふうに書いてございます。これについては、携帯電話を身に着けずに、具体的な事を言いますと、サッカーのコーチをしてられる方が管理職でおられて、コーチをしていたので、そのときに身に着けていなかったもので、電話で連絡したのですけれども、連絡が取れなかった。

これはメールで送って、メールで、受けましたと返信するのですが、その返信が30分以内に来なかったら電話でもう一回促すという事をやっているルールにしているのですが、それでも出ない場合を決めていなかったのですけれども、それでも出ない場合は夜間ではなくて休日の場合はあるという事で、実は管理職であったものですから、次の連絡が全部遅れてしまったというのが今回発生しましたので、今後、そういった場合はスルーして、次にどんどん行くルールに変えるという事で対応する事にしてございます。

続いて、夜間・休日防災訓練の実施状況で、これは一昨年蒸気漏れトラブルから、運転会社さんしかいない時にこういうトラブルがあって、消防署さんが来られた等々の時にどういう対応をするかという事で、昨年は4直訓練をさせてもらっています。今年度も1月25日、2回目は2月22日に訓練してございます。

今回は、これまでは火災が発生しても初期消火で鎮火した。それで、消防さんには鎮火確認をして頂くというシナリオであったのですが、今回は鎮火が出来なかったという中で粉末消火設備を稼働させるシナリオにしてございます。これまで粉末消火設備はJESCOの所長が判断をして稼働を決めるという話だったので、それでも間に合わないだろうという事で、TE0の当直長さんが判断してスイッチを押すという事で、そのためには、これは窒素ガスを出しますので、避難の確実な確認といった事をしてスイッチを押すという訓練をしてございます。

なかなか初期消火ができなかったから、粉末消火設備のスイッチを押すまでの時間が今測ってございますけれども、短縮すべき次々訓練の方では時間を短縮すべき対応をしているという状況でございます。

(PP)

「7. 施設見学の状況」でございます。

1月末までで60件714名という事で、例年通りの数値でございます。海外からは、韓国、インドのニューデリーから視察に来られてございます。

(PP)

PCB廃棄物の収集・運搬状況です。

平成27年度は1月までに691台という事で、これも例年通りの台数でございます。

(PP)

二次廃棄物等の搬出状況でございます。

御報告していない9月以降、同じ様に約30t6台出しております。11月まではJFE環境さんと杉田建材さんでしたけれども、12月からは群桐エコロさんとJFE環境さんに代わったという事で、これも札入れで決まるものでございますから、常にこういった形で搬出先については代わるのですけれども、計画通り、これにつきましても約30t6台を出している状況でございます。

資料-1は以上でございます。

○委員長 資料-1について御説明頂きました。御質問・御意見等がございましたらお願い致します。いかがでございましょうか。宜しいですか。

私の方から1つ、作業者の血中濃度は今回測定していないのですか。

前は御報告頂きましたか。あれは年1回なのですか。今回は報告がないので。

○JESCO 済みません。これまで血中PCBの数値は御報告は余りしていなかったのです。

○委員長 いや、して頂いたと思います。個人的に高い人もいるという御報告は受けているので、そこら辺の所はちゃんとフォローして頂く必要があります。

○JESCO 分かりました。

実際は、8月と2月に測ってございます。それで、8月は対象者が全員という事になるのですけれども、2月はその中で増加傾向にあたり非常に高かったりという方を今回は34名選定して、2月にも測ってございます。

それで、8月に測った結果は出てございますが、2月の結果はまだ出てございませんけれども、大きく変化があるわけではなくて、減少傾向の方が多くて、増加傾向の方は確か8月の段階では8名位であったと覚えているのですけれども、増える方も若干いますが、減る方の傾向の方が多しかなという状況は一昨年位から傾向的に続いてございます。

○委員長 それから「高高」の2つ目なのですけれども、除染室の作業の所について、これは除染室ではこういう作業をしないという事を決められたのでしょうか。

○JESCO そうです。ドラム缶に抜くという、これは途中なのですけれども。

○委員長 ですけれども、では、そういうものが今後持ち込まれないか。持ち込まれないような手順を取るという事なのですが、持ち込まれた時にどうするかという事は決めているのですか。

○JESCO 実際、そういう状況が起きればまた判断があるのですけれども、基本はお返すするという事も念頭に入れて。

○委員長 ですから、そこら辺をちゃんと決めて置かないと、また起こった時に、その場合はどうしろという事で同じ様な、このドラム缶という処置は、昔を思い出してもらおうと

いいのですけれども、屋外にタンクを置いて、そこで漏らしてしまったケースがあるのですよ。あの時も臨時でやったという事で、あの教訓が生きていない様に思うのです。

今回、持ち込まれない様に措置はするのですが、万が一、持ち込まれた時にどうするかという事を決めて置かなければいけませんし、先程も5日までに返事をよこせと言われていて、すぐに対応しなければいけなかったと言われましたけれども、そもそも搬出者が規則に違反しているわけですね。それなのに、それに合わせる必要は全然ないので、そこら辺の所の対応の仕方もしっかり決めて置いて下さい。

まだ十分、これは対応が終わっていないと私は考えていますので、あり得ないという事は起こるかもしれないという事でやはり考えて置いて頂かないと、それこそ先程の3.11の後の事態を考えると、そういう事がどうしても考えて置かなければいけないという事が明白になっていますので、そこら辺はしっかり作って置いて下さい。今回はたまたま良かったという事で「高高」自体はそんなに重要な問題ではないと思いますけれども、これは教訓をしっかり生かして置いてもらいたいと思います。

いかがでしょうか。宜しいでしょうか。どうぞ。

○委員 この紙の資料で、7ページの下の方なのですけれども、真ん中に活性炭槽が2槽ありまして、このMはモニタリングですね。

○JESCO そうです。

○委員 それで、ここで基準値の24倍出たので一応ストップになって、直ちにオフライン、この右側の方の6階の排出口の所のオフラインのサンプリングを実施したら問題なかったと。

○JESCO そうです。0.0005mg/m³で。

○委員 それはそれでいいと思うのですけれども、その活性炭槽の下に活性炭を交換したと書いてあるのですが、これは両方共ですか。

○JESCO 両方交換しています。

○委員 前だけですと、後ろの方ももうやられている可能性もあるので、どうしても即座にやったといっても、オフラインのモニタリングでかけたといっても、やはり時間差があるので、一瞬、高濃度がピークではあっと出た時に、どうしても間に合わないという心配がちょっとあります。ですから前の方だけではなくて、今、安心したのですけれども、後ろの活性炭もやはり心配なので、これをちょっと気を付ける様に注意して欲しいなど。

○JESCO 分かりました。今回は交換してございます。

○委員 分かりました。

○委員長 それでは、委員、どうぞ。

○委員 1月の操業状況の中で、トランス、コンデンサで97%という計画比が出ておりますが、6月のサイバー攻撃によって遅れた。それで、3月までには元通りに出来るという事なのですけれども、このサイバー攻撃の対応のあれは今後とも大丈夫なのですか。

○JESCO はい。これはオールJESCOで対策を取ってございまして、そういった事はもう二

度と発生させないという事でいろいろ対応をしている所でございます。

○委員 分かりました。

○委員長 JESCOから頂くメールには全てパスワードが付いているという事も含めて、一応の対応はされていると思いますけれども、ハッカーの方の技術もどんどん進歩していくのでイタチごっこの所はありますが、とりあえずは一応、対応は出来ているというふうを考えて、この辺は多分、今後、長期的には重要なポイントであろうと思いますので、出来るだけ、今回は大分長いこと使えなかった様ですので、そこら辺は回復も早急に出来る様な形で考えて置いて頂ければと思います。

宜しいでしょうか。どうぞ。

○委員 7ページの除染室系統換気オンラインモニタリングPCB濃度「高高」につきまして、今、委員長の方から御指摘があったのですが、この件につきましては江東区と致しましても非常に重要視しておりまして、東京都さんとも、やはり東京都さんの方も重要視しておりまして、つまりイレギュラーな時に何でこんな作業をしてしまうのか。作業をしてしまうこと自体がおかしいのではないかと。そういう御指摘は重ねてうちの方からも東京都さんの方からもさせて頂きました。

ですので、結論から言えば、通常の作業をしている時にはきちんと手順、マニュアル書等があるのですが、こういうイレギュラーな時が起きた場合に、今、先生からも御指摘があったと思うのですが、どうするのか。何をどうするのかという事を事前にきちんと決めて置いて頂いて、出来ましたら次回の委員会の時にでも委員長を初めと致しまして、イレギュラーな時にはこういう対応を取っているという報告をして頂ければありがたいかと思えます。以上です。

○JESCO 分かりました。

○委員長 これは、想定出来ない事はどうしてもあるのですが、分かったらどうするのかというのをしっかり決めて置かないと、二度とそれが起こらない保証はないわけですから、宜しくお願いします。宜しいでしょうか。

それでは、議題の2番目に移りたいと思います。「東京PCB処理事業所 長期処理計画」です。JESCOの方から資料-2の御説明をお願いします。

○JESCO 資料-2「東京PCB処理事業所 長期処理計画」について報告をさせていただきます。

紙面は、本年2月26日、事業部会の方で御審議頂いて了解を頂いたものという事で、かなり、この長期処理計画の資料は内容が大きなものになっております。そういう事で、この紙面を要約する形でパワーポイントの方を纏めてございますので、パワーポイントの方でご覧頂きたいと思えます。

先ず、長期処理計画の策定の背景でございますけれども、国の「PCB廃棄物処理基本計画」が一昨年6月6日に変更になっております。それを受けて当社でも「PCB廃棄物処理事業基本計画」を変更しまして、承認を受けた所でございます。この計画変更に伴いまして、処理期限につきましては従来、平成27年3月、もう過ぎてしまったのですが、平成27

年3月に処理を終えるというふうにしてございましたが、これが処理期限の延長という事で、平成35年3月、平成34年度末を計画的処理完了期限という事で、処理期限の延長がなされております。

それから、従来の処理体制。これはエリア内での処理というものが基本になっていましたけれども、エリア間での相互融通といったものも一部認めるという形で変更がなされております。こういった変更があったわけですが、やはり期限内、期限が延びて平成34年度までという事がございますので、期限内での確実な処理を遂行するために長期処理計画といったものが必要であるという事で、これを策定したものでございます。

尚、この計画は、処理の進捗状況等を踏まえて適宜見直しをしていくものとしてございます。この計画も、紙の方の資料-2の頭の所に「平成27年11月末現在」というふうに記してございますけれども、年度の途中での時点で纏めたものでございます。今後は年度が終わった時点、平成28年3月で平成27年度が終わりますので、その時点で区切り良く取り纏めを行う予定にしております。

(PP)

処理基本計画の基本になるものと致しまして、処理対象で、PCB廃棄物がどの程度あるのか。これが前提になるわけでございます。先ず、処理対象のものとしまして、東京事業エリアの中にトランス、コンデンサといったものがありますけれども、その処理対象量がどの程度あるのかという事をここで纏めてございます。

紙面の方ではかなり細かく区分、トランス毎の内訳も書いていますが、ざっくりした所で、この表で御説明致します。

先ず、トランス、コンデンサ、安定器等、廃PCB油という事で、処理対象量については従来、JESCOで登録を受けてございました。高濃度については、JESCOでの処理が基本になりますので、保管をされている事業者さんはJESCOの方に登録をして頂くという事で、その登録に従ってJESCOの方で処理を進めていくという事で、これまでJESCOでの登録を基本に私ども処理の進捗等も計画して来た所でございます。

しかしながら、JESCOに登録をしていない保管事業者の方も結構いらっしゃる事が分かって来ております。このPCB廃棄物につきましては、JESCOに登録をすると共に、PCB特措法に則りまして、都道府県の方に申請をするという事も定められていますので、そういった事から処理の対象量につきましては、都道府県のデータを基に検討して来たという事がございます。

この*1にありますけれども、JESCOの登録量に対しまして、より量の、登録の漏れているものについても捕捉をする観点で、都道府県データを基に、尚且つ使用中のPCB処理物については電気事業法の方で届け出がなされているという事もございまして、そういった事から都道府県データに加えて、そういった電気事業法のデータも含めまして、国の方で、環境省さんの方で昨年7月に第14回の環境省検討委員会の場で示されたデータというものがございます。

そういう事で、現在、私どもJESCOの登録量に対して、環境省さんの方でお示しされたデータという2つがございます。見て頂きますと、いずれもJESCOの登録量に比べまして、環境省データというものは多い数字になっているという事がお分かり頂けるかと思えます。

(PP)

もう一つ、東京事業エリア外の処理対象物がございます。特措法の見直しの中でエリア外から東京事業所の方に持ってきて処理をするという事が、この大きな3つ定められてございます。

車載トランスで、これは豊田事業所エリアに、JR東海の方で新幹線の車載トランスというものがかなり保管されています。そこから30台を東京事業所に持って来る。

それから、北海道事業エリア。これは具体的には茨城県になるのですが、大きなトランスがございまして、北海道事業所では処理が出来ないけれども、東京事業所では処理が出来る。これを5台、東京事業所に持って来るという事になっています。

それから、これは事業所の中のものですけども、廃粉末活性炭。これは真空加熱処理というものがこの2つの事業所ではなされていますが、その処理の過程で出る廃粉末活性炭。これは高濃度にPCBが含まれるという事で、これについてはそれぞれの事業所よりも水熱の方で比較的処理が容易である事から260tを持って来るという事になりました。

(PP)

そういった東京事業エリア、それから、事業エリア外という事で、2つのものがございましてけれども、今後、処理をしていくに当たって、未処理の量を整理したものがこの表でございます。

先程お示しました量は登録台数という事で、既にこの資料を纏めた平成27年11月末現在までに処理を行った、処理を終えているという量がございます。それが一番左側の「処理済み量」の欄にございますけれども、トランスで、コンデンサについては一部、北九州の方に持って行って、北九州の方で処理を行う事がこれも特措法の見直しの中で定まりましたので、一部、北九州事業所での処理量というものが入っております。

こういった事で、処理台数がございますので、これを最初にお示した表から差し引いたものが平成27年11月末以降、これから処理をしなければならない残量という事になります。2つの数字がございましたので、それぞれについてここで取り纏めてございます。

JESCOの登録台数でいきますと971台、環境省データでいきますと1,927台と、数字がかなり違ってきます。トランスで言いますと956台という大きな数字になっております。これは量的には24%程多くなったという事になります。コンデンサにつきましては、差は1,351台、環境省の方が多くなる。従来考えていましたJESCOの登録台数に比べてちょっと多くなったという事がございます。

こういった台数は、先程も申し上げましたけれども、JESCOに登録していなくて、都道府県に登録をしたもの、あるいは使用中であるものが増加の原因になっています。ただ、トランスで言いますと、大型を保有されている事業者さん、超大型・大型を保有されている

事業者さんというものは大手の事業者が多いという事で、ほぼ未登録の方々はいないであろうと考えております。中小あるいは個人経営、こういった所で未登録で環境省データに起因して増えているのではないかと考えております。コンデンサはそれ程、割合で言いますと2%弱位の増加に留まっております。

こういう2つがありますけれども、従来、私どもで昨年の上半年の報告まではJESCO登録台数で進捗率をお示しして来ましたが、この2つのデータが、昨年7月に環境省データが示されましたので、量が多くなったという事で、安全を見て、現在は環境省データを中心に整理をしている所でございます。環境省データに基づきまして処理進捗率を計算しますとこういう数字になるという事で、JESCO登録から行きますと若干減ったような形の数字になってございます。

(PP)

それでは、これまでの処理の状況をここで整理致しました。

トランス類の年度毎の処理実績をこの表に纏めてございます。トランス類の台数で、これは台数ベースという事で纏めてございます。それから、トランスについては内部にトランス油というものがありまして、大きいもの、超大型並びに大型トランスについては現地抜油をして、ドラム缶に詰め替えて搬入をしていました。これまではトランス油というものはそういうものをカウントしていたというものが初めの操業状況ではお話しした通りですけれども、こういった油の量もかなり多くなってございます。

あと、東京事業所では操業当初より中小型トランスの処理を主体として処理を行って来ています。公共機関物を除けば中小型トランスはほぼ処理済みとなっている。公共機関の予算立てをして、年度毎に平準化をして処理をしていくという事で、公共機関のものはまだ一定量残っていますけれども、それ以外は中小トランスはほぼ処理済みという状況でございます。

(PP)

今の表をグラフ化したものが、この図でございます。試運転もありますけれども、平成17年度からほぼ約10年かけて処理がずっと上がって来たという事で、平成24年位にほぼ定格の数量に達したという状況でございます。

これは台数ベースで記入してございますけれども、見て頂きますと、この下の方が超大型、殆ど1桁ですので、数字としては、色としては見えませんが、大型が平成22年度位から増えて来ている。中型、小型というものはかなりこれまでも処理をして来たという事で、超大型、大型については、近年、処理が増えて来ている。

そういう事で、これは処理台数ですので、平成26年度、かなり減っているというふうに見えますけれども、重量でいきますと、大型。これは非常に重量的には大きなものが含まれますので、重量で見ますと横ばい程度、あるいは増加という事になってございます。平成27年度もそういう状況で、決してこれは重量として、処理として落ちているという事を示しているものではございません。

(PP)

次は、コンデンサ類です。コンデンサですけれども、当事業所では液中切断装置、水の中に入れて中のPCBを抜いております。処理をしていますが、それよりも小さい小型、超小型については、GB、グローブボックスを使用して、また、超大型コンデンサについては、これは液中切断の方に入らないという事で、除染室での作業。それぞれ手作業になるわけですけれども、そういった作業を行って来ています。

それから、先程も触れましたが、コンデンサ類については、特措法の見直しの中で判明しましたけれども、東京事業所はコンデンサ類の処理が遅れていたという事で、この計画の見直しの中で約7,000台を北九州事業所で処理をする事になってございます。年度毎の数量、これも台数ですけれども、このような数字でございます。

(PP)

これも、今の表をグラフ化したものでございます。これも同じ様に台数ベースという事ですので、重量はこれよりも平成27年度、もっと多い、平成25年度、平成26年度と同じ様な横這いの数字になってございます。重量は、ここに書いてあるような数字でございます。

(PP)

安定器でございます。これまでも過去の委員会で御説明をして参りましたけれども、東京PCB処理事業所は安定器の処理ラインが当初はございましたが、いろいろ内部のアスファルト等が不具合を起こすという事で、途中から処理を中断してございます。平成20年までは処理をして来たという事ですけれども、平成21年度以降は処理をしてございません。

今回、処理基本計画の変更に伴いまして、東京事業所では正式に処理を断念という事で、それでは東京事業エリアの安定器はどうするのか。北海道PCB処理事業所においてプラズマ処理を行う事となってございます。

(PP)

廃PCB油です。これはトランスに含まれているものを除いて、純粹のPCB油としての登録でございすけれども、登録されているPCB油の処理進捗率で、これは全体の5%程度という状況になっております。この理由ですが、リン含有のPCBというものが387tございまして、これは全登録油量の90%を占めているという事で、これ以外のものの半分は終わったという状況でございす。

ただ、この9割を占めているリン含有PCB油が非常に重要という事で、リン含有のPCBを水熱にそのまま入れる事が出来ないという事で、現在、保管事業者さんと共同研究を進めまして、リン除去の前処理技術を開発している所でございす。

(PP)

二次廃棄物でございす。所内に保管している運転廃棄物、それから、操業によって発生する二次廃棄物。これは運転廃棄物とか処理物、保護具とか衣類とか、或いはトランス、コンデンサの中に入っている紙とか木とか、こういったものでございすけれども、これについても処理を進めておりまして、平成25年8月からは国が定めました無害化処理認定

制度に則りまして、PCB濃度が5,000ppm以下のものについては民間の施設の方に払い出して処理を進めてございます。

年度毎の払い出し実績、平成25年度からこの制度が活用出来る様になりましたので、平成25年、平成26年、平成27年と、順調に処理を進めている所でございます。

(PP)

今後の処理方針でございます。

先ず、エリア外から持ってきて処理を行わなければならない車載トランスです。それから、超大型トランスにつきましては設備余力を活用して計画的に処理を進める事にしてございます。それから、廃粉末活性炭。これは北九州・大阪PCB処理事業所から出て来るものがございますけれども、これについては前々回でしょうか、御説明を差し上げましたが、スラリー化をする設備を事業所内に設置を致しました。そして、現在スラリー化をして、水熱酸化分解設備に送りまして処理を進めている所でございます。

いずれにつきましても、計画的処理完了期限の平成34年度末までに処理を完了するという事にしてございます。尚、更に可能な限り早期に処理を完了させるよう、環境対応と安全を第一に最大限努める事にしてございます。

(PP)

この表が年度毎、平成34年度までの処理計画を一覧にしたものでございます。

トランスとトランス油、それから、コンデンサ、PCB油、二次廃棄物で、平成27年11月末時点での集計をしたものという事ですので、平成27年12月から3月まで、これを平成27年度としてここに載せてございます。平成28年度以降は年度ごとに処理を進めるという事で、この数字については紙面の方に詳細を書いておりますけれども、これまでの処理の実績を踏まえて実現可能な数字を落とし込みまして、この様な計画を立てているという事でございます。

この数字についても、環境省データによって書いてございます。尚、北九州事業所での7,000台、それから、北海道事業所で安定器等として処理する極小型のコンデンサについては差し引いた計画としてございます。

(PP)

トランス類の計画をグラフ化したものでございます。処理対象の台数ですけれども、超大型トランスについては、今、22台、未処理のものがございます。これは北海道エリア5台を含めて22台という事で、これは具体的な事業所さん、或いは重量等、全て把握をして、年度割りで計画を立てている所でございます。

また、大型トランス。これは台数が多いという事で、今後、詳細について精査をしていくという事ですけれども、この超大型、それから、大型については比較的、処理に時間が掛かるという事で、平成27年度、平成28年度以降、初めの段階でこの超大型、大型に精力的に取り組むという考えにしてございます。車載トランスについても、この中に入れてございます。30台です。

(PP)

コンデンサでございます。先程も申し上げましたけれども、他の事業所で処理するものを除いた数字という事で計画を立ててございます。重量別の対象台数については、ここに書いてある様な数字になります。平成28年度以降、こういう数字で平成34年度まで計画を立ててございます。

(PP)

それから、安定器等でございます。平成28年度から、4月以降、北海道PCB処理事業所のプラズマ炉で処理を開始するという事で、昨年10月から北海道PCB処理事業所での新規登録、それから、登録変更手続。これは東京に既に登録されているものについては変更手続というのを始めている所でございます。

それから、廃PCB油です。リン含有PCB油については、リン除去前処理技術の開発を行っているという事ですけども、それに加えて、これは他の事業所も含めてなのですが、PCB油の中には灯油等、夾雑物があって、処理が滞っているというものもございまして、詳細情報を整理して、これへの対策を検討していく事にしてございます。

二次廃棄物については、高濃度のもの、5,000ppmを超えるものにつきましては、やはり北海道PCB処理事業所で処理をする予定にしてございます。一方、それに該当しない5,000ppm以下のものにつきましては、無害化処理認定施設への払い出し。これを地元東京都さん、江東区さんとのお約束の処理量、搬出量、月当たり30t、それから、台数で6台。これを遵守して、今後も継続して実施して参ります。

私からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

○委員長 只今の御説明に御質問御意見等がございましたらお願い致します。どうぞ。

○委員 ページ数で言いますと2ページなのですが、実際にトランス類の台数の件でお尋ねしたいのです。このJESCOの登録台数と環境省のデータ数は違っているという事は稼働中のものが入っているというお話なのですが、初めから環境省のデータとJESCOのデータは違っているという事はお分かりだったのですか。

○JESCO 環境省のデータは昨年7月に示されたデータでございます。それまではJESCOの登録と都道府県、こちらで言いますと、例えば東京都あるいは神奈川県といった都道府県への届け出のデータがございました。

両方とも、使用中のものは入っていないとか、いろいろな限界があるのですが、やはり出来るだけ全数、処理の必要なものについては漏れなく捕捉をしていかないといけないという議論が高まりまして、昨年7月に環境省さんの方でデータが示されたという事で、今時点ではこの環境省のデータが数としては漏れが少ないものと考えてございます。

○委員 すると、環境省のデータについても、今後、この様な数字が挙がる事はあるわけですね。

○JESCO これはなかなか、良く分からない面があるのです。もちろん、使用中のものが全数把握されていないという、捕捉されていないという。

○委員長 それは環境省の方から話をしてもらいましょう。

○環境省 環境省のデータにつきましては、PCB特措法に基づく届け出で、元々事業者に対して義務として課している届け出から出て来た数字ですが、今、委員が仰る通り、掘り起こし調査という形で、この届け出で捕捉出来ていないものを各都道府県で今、調査をしている所です。

では、どれ位新しく出て来る可能性があるのかという所ですけれども、今、実は日本の中では西の方で、北九州事業所の方がより処理の進捗が進んでおりまして、西の自治体の方がより早く掘り起こし調査等をやっているのですが、その結果を見ますと、新しく届け出がなされていなくて新たに見つかっているものが大体、今、分かっているものの多くても1割位が増えている様な格好になっています。そこからしますと、あくまでもそれは標本ですけれども、我々と致しましては元々PCB特措法という法律で届け出をすることが義務付けられておりましたから、その義務を果たしている方が全体の中の概ね9割位は、この環境省データに出て来る様に届け出がされていまして、現在掘り起こして見つからないもので、掘り起こし調査で今後見つかるものは多くても1割位ではないかというスケールで推測をしている所でございます。

ここはまだ、新しく見つかる分は入っていないデータになっていますので、仰る通り、これの1割分位がひよっとしたら増えるという所を、今、予測している所でございます。

○委員長 これは環境省で委員会がありまして、私も参加して検討しましたけれども、まだ不確かな部分で、現在使っている部分もありますし、廃棄物になっていない部分があるのです。そういうものもありますので、この数字は今、一生懸命、出来るだけ早くという事でやっていますが、そういう意味ではこの母体になる数字は今後も変わる可能性があるのです。

ですから、これはJESCOでも申し上げていますが、処理計画というものは随時、改定をしていかないと本当に大変な話になるだろうと思っておりますので、この辺は環境省が各自治体、都道府県にお願いして、東京都でもやって頂いていると思っておりますけれども、そういう所でやって、新しい数字が出て来たら、それに基づいて、この処理計画をどんどん見直していかなければいけないという性格のものであると思っております。

○委員 分かりました。

○委員長 どうぞ。

○JESCO 済みません。ちょっとだけ、うちの方の知見として分かっている事を申し上げますけれども、トランスにつきましては、特に今、九百何台、環境省データが多いのですが、特に東京都において700台位多いという数字になっております。それで、うちの方で分かっているものは、JESCOに登録されているもので今まで登録されて来たのですけれども、ネオトランスというものがあるのです。ネオトランスというものはトランスではなくて、安定器の一種なのです。それをうちの方では、JESCOの登録では除いているのですが、恐らく環境省データの中には、そのネオトランスというものをトランスとして数えられているので

はないかと推測しております。それを先般、東京都からは届け出データをJESCOの方に頂きましたので、それを分析して、そういうネオトランスとか、本当にトランスではないものはどの位あるのかというものを、今、精査を始めようとしている所でございます。以上でございます。

○委員長 それは希望的な観測になるかもしれませんので、基本的には大きな数字を使って計画を立てていく。それで、実際に少なければ当然、終了時期が早まる事になりますから、大きな数字の方で無理のない形の計画を立てて頂く。そういう事が必要であろうと思っていますけれども、そういう意味で、小安委員のお話にあった、平成27年11月現在で、今度は3月末でと言われましたが、これは常に、長期処理計画というものは何年版というものを付けなければだめなのです。

これは随時、事業部会というもう一つの委員会がありまして、そちらで見直しをされると思いますので、JESCOの方をお願いしていますが、そちらで見直しをされたら、この委員会に御報告頂くのは、委員会の開催する時期がずれる可能性がありますけれども、そちらで一応、こういうふうになったという事はメール等で委員の先生方にも事前に、とりあえず情報は流します。説明はこの委員会ですべて頂くという形にしたいと思っております。

もう一つは、ちょっと気になるのは、台数でやって、それから、油の方でやっているのですが、基本的には各施設があるのですよ。処理の施設が何種類かあって、その処理の施設毎に処理能力があるわけです。そのどこか一つが欠けると全体が止まってしまうのです。そういう意味でいけば、水熱分解が一番の肝ですから、水熱分解でそこにトランスから出て来るもの、直接PCB油として出て来るもの。それを全部入れて、水熱の処理計画というものがどうなっているのか。どこからどれだけ持って来てという計画として説明して頂きますと、全体で漠として合っているというのですと、非常にそこら辺の所が、やってみたらうまくいかない事が起こり得るだろう。

ですから、トランスならトランスの解体の施設とか、色々あるわけです。その施設毎に、では、大型が何台出来るとか、中小型なら何台出来るとか、そういう事を踏まえて、施設毎に処理計画を立てて頂く必要があるのです。そうしますと、これはあそこの全体を見て、こういう計画を立てますと一見うまくいきそうな感じがするのですが、パーツ毎にいて、うまくいかないという事が起こり得るだろうという事が1つ。

もう一つ、大きな懸念を持っているのは、その処理をする検討会をやっています時に、事業団体といいますか、業界の方、事業者の方が言っておられたのは、我々も自分たちで処理計画を立てている、計画的にやっている。ですから、それは十分配慮して欲しいという事を言われるのです。それはそちらも事業計画の中で、いつ処理をするかというものを考えておられるのですけれども、事業者の方の計画というものは事業者がそれぞれ個別に立てていますから、多分、一番あれなのは、出来るだけ後ろにしたいというふうになりますと、みんなそれを入れますと、最後にどっと集まるわけですよ。それまでは施設は殆ど動いていなくて、最後の所でパンクしてしまって、結果、延びてしまうという事が起こり

得る。

そういう意味でいきますと、どこにどれだけあって、それをいつ、どこの事業者のトランスを処理するかというレベルに計画を立てて頂く必要があるのです。ですから、そういう意味ではこれはかなり大変な仕事で、施設がどう処理できるかというよりも、その施設にどういう順番で持って来るかという計画を綿密に作って頂く必要がある。

これは個別の事業所毎に持っている、所有している事業所が新しく見つかったら、それを新たに登録して、そこと話をして、もちろん、向こうの要望も聞かなければいけません。でも、JESCOの方へ届け出がやらなければならない、その委員会でも申しあげましたけれども、事業者で代表しておられている所は大きな事業者なものですから、大きな所が自分たちの計画があるからと言ってもらっても、これはちょっと困るので、そういう所は前倒しでやってもらわなければいけない事がありますというふうに申し上げたのです。

そういう意味では、JESCOの方で分けていって、調整をしなければいけない。この作業が実際の処理以上に計画として難しいのではないか。ですから、そちらもしっかり作って頂く事が必要であろうと思っています。

○JESCO 今、2つの点について御指摘がございました。1つ目の、処理の能力は水熱によって決定されるのではないかという御指摘が先ずあるのですけれども、実はここには記載しておりませんが、水熱で処理しなければならないPCBがどれだけあるかという事も、今、集計をしまして、その計画も実は作っております。それによりますと、先程説明をしておりますけれども、超大型とか大型の大半の油は前倒しで抜いて処理をして来ております。従いまして、残っている超大型、大型の台数に比べて油の量は少なくなっているというのが分かっております。

但し、まだ手を付けていないリン入りPCBがあるという御説明をいたしましたけれども、それを合わせて、どの位の油の残量があるかという事を想定で出しまして処理計画を立てております。それですと、うまくいけば、うまく持って来れば、今、御説明しましたトランスとかコンデンサの処理期間よりも早く終われるという計画を、今、立てている所でございます。

2つ目の、JESCOが勝手にこういう処理計画を作っても単なる皮算用にしかならないのではないか。つまり、お客さん、出される方がきちんと出してもらわなければ、この処理計画は実行出来ないのではないかという御指摘もございまして、とりあえずJESCOでは、60台以上を保有しているコンデンサまたはトランス、足して60台以上を保有していらっしゃる多量保管事業者さんを対象に、今年の6月までに一応、いつまでに出してもらえるかというものを計画しようとしておりまして、それが出来ますと、大きな所については全体の処理計画が埋まると考えております。

○委員長 多分、小さい所の、塵も積もれば山というものをどういうふうに処理するかも非常に難しいと思うのです。そういう意味では、一つ一つ紐づけをして、計画を作っていくかなければいけない。それで、このA事業所さんはいつ持ってきてもらうか。これはそう

いう所まで一応、計画を作る様な形でやって頂きませんか、多分、最後の所では混乱する恐れがあるだろう。

それと、先程言われました話は、そういう形で説明して下さいという事を申し上げているわけです。水熱で処理するのはこういう計画になっていますと。全体でという話ではなくて、水熱も2基で、実際には3基あるので、つまり3基の内の2基稼働ですね。いざとなれば3基稼働すればこれだけ出来ますという話も出来るわけですから、そういう形での説明がやはりして頂きませんか、全体でこうであるといっても、本当かという所に不安が残るという事で、そういう意味で、そういう形の説明をして下さいと申し上げているわけです。いかがでしょうか。

そういう事で、多分1割位であろうという予想をしているのですけれども、それも自治体の方で、都県の方で頑張ってもらって、都県の方でもいきなり全部が把握出来るわけではないと思いますので、積み上げでこういうものが見つかったといったら、それを随時JESCOの方に連絡を頂く様な仕組みを作って頂いて、それでJESCOの方では随時、計画の見直しをしていく。出来るだけ、最後にばたばたというふうにならない様にして欲しいなと思っています。いかがでしょうか。宜しいでしょうか。

○委員長 それでは、3番目の議題に行きたいと思います。次の議題は、もう一方の問題でございます、処理が出来るかどうかという事に加えて、安全に出来るかという方でございますけれども「東京PCB処理事業所 長期保全計画の実施状況」についての御説明です。宜しくお願いします。

○JESCO (3)で、長期保全計画につきまして御説明させていただきます。

先ず資料-3で、平成27年度の設備保全実施項目の内容が記載されております。表-1で各設備の内容が示されておりますが、特徴的なもの、重立ったものを資料内の上の方に6項目程挙げております。それと同様のものをスクリーンに挙げておりますので、スクリーンの方を用いまして御説明させていただきます。

先ず、平成27年度、長期保全計画に基づきまして計画をして、定期点検を実施しております。その中でやった内容、あるいは急遽実施したものが資料にあります。

6項目につきまして、先ず①、受入払出設備他。ここにおきましては、所内にクレーンが全24基あります。ここについて、10年を迎える施設ですので、ワイヤーを更新しております。安全・確実な今後の運営をするために、安全確保という形で実施完了しました。

②としまして、洗浄設備。こちらは、全17基ある内の10基につきまして、これまでの運転の中で、設備の中が少し変形しているとか、そういう形で設備の不具合を少しずつ確認しております。そこで平成27年度におきましては、17基中の10基につきまして点検・整備を行っております。この中で整備したものの、色々直したものがありますが、10基について完了しております。

③としまして、水熱分解設備。こちらにつきましては、再生熱交換器出口連絡管。これは熱交換器から出た配管になります。ここにつきましては、ここ何年か、応力腐食割れと

いう形でにじみ等を経験しております。その中で補修を繰り返しておりました。今回、反応器がNo. 1～3がありますが、No. 1～3系統につきまして、全ての配管につきまして全面更新を行っております。11月から1月まで掛けまして、3系統について全て終わっております。こういう形で、安全・確実な操業をするために安全確保として更新を完了しております。

④も水熱分解設備になります。こちらは処理液再生熱交換器の中の入り口配管になります。ここにつきまして、平成26年度定期点検において減肉が確認されましたので、平成27年度につきまして、入り口部の内管、部分的な所ですが、当該の所を交換しております。

⑤としては、プラント用冷却水。施設全体を冷やしている冷却塔があります。その中の主要部材でありますルーバーの水切り板とか充填架台、エルミネータという塞ぎ板とかがありますが、冷却塔を構成している主要な部材で腐食等劣化が確認されておりましたので、平成27年度、計画的に更新をしております。

最後、⑥につきましては操業支援システムで、システムの全面更新を行っております。これはプラントの制御等のシステムではなくて、トランス、コンデンサ、PCB油を処理する中の処理状況の情報管理をしているシステムになります。これはパソコンのハードとソフトを更新するような形でプログラムを更新して来る様なものですが、中身がかなり複雑でありましたので、3年間の計画でハードとソフトのプログラムを構築しておりました。それで平成27年度、3年目で完了する事出来ました。次の平成28年度の定期点検で全て運用開始という事で更新計画を行っております。

あと、お手元の方の資料につきましては、緑と赤字というものがありますが、赤字につきまして、急遽実施した項目を赤字で載せさせて頂いております。計画的な予防保全だけではなくて、設備が停止して、その状況で直すというメンテナンスする所が部分的にあります。重要な所はそういう事ではなくて予防保全をしておりますが、今回、2件ほど赤字で記載させて頂いております。

洗浄設備で、ここがかごの搬送の中で不具合が生じたので、その構成しているフレームの矯正あるいはシリンダー・ホース等の更新を行っております。

あと、蒸留塔につきましては、PLCのユニットという事で、制御するシステムの所につきまして、不具合が生じました。このユニットについて、更新をしております。

こういう形で、平成27年度は安全に対しての確保という形でワイヤー等の更新とか、あとは水熱につきましては応力腐食割れ等がありましたので、そういった所。あと、減肉が確認された所に安全・確実な操業という事で安全確保に努めております。

あとは、設備トラブルで処理が止まらない様に、洗浄設備については能力確保、稼働率の確保という形で②、あるいは⑤の冷却塔、あと、システムの所を更新して参りました。

以上が、平成27年度の保全の計画と実績になります。

(PP)

次は、お手元の資料では2. となります。表-2に収められますものの特徴的なもの、

代表的なものを6項目、スクリーンの方にも同じものを挙げております。

先ず、①の解体分別設備。ここにつきましては、トランスを切断する装置があります。大型、小型があります。その中の中心的な所の主軸ヘッドといったものに劣化が生じておりましたので、来年度、平成28年度には主軸ヘッドの更新の実施を考えております。

②、洗浄設備。こちらにつきましては、平成27年度に行ったものの続きです。17基の内の未整備のものが7基残っておりますので、これについて、同様に点検・整備を行います。

③～⑥は、設備としては水熱分解設備になります。

先ず③の方は、反応器の底部。これは平成25年、平成26年、平成27年、反応器の底部に腐食減肉が確認されております。そこで溶接補修という事に対応を行ってきています。ここについて、対策という事をメーカーと協議してありまして、底部に隔壁という壁を設けまして、その下から熱水、これはただの水を加熱したものですけれども、熱水を給水する事で、処理して分解された塩素とか残渣とかが底部に来ない様な形。そういう環境を作って腐食を抑制しようという形が対策として検討されました。これについては、事業部会の方で内容を説明し、了承されて、今後の定期点検の所で対策として実施を考えているものであります。

次は、減肉が進んで検査出来ない部分が所々あります処理液再生熱交換器。これにつきましては、健全を確認するためのこういう検査がありますが、少しずつ検査が出来ない、或いは減肉が確認されている所があります。これについて、No. 1からNo. 3、計画的な更新を今は考えております。平成28年度につきましてはNo. 1という反応器について、この処理液再生熱交換器本体を更新する予定にしております。

続きまして、処理液再生熱交換器の出口連絡管。ここは配管になりますが、応力腐食割れで補修を繰り返しておりました。それで、平成27年度には全面更新しましたが、腐食防止対策というものが行われておりませんでしたので、協議し、検討して参りました。そこで、配管の温度を150℃以下に保つ。そういう事で腐食を抑制出来る事が分かって来ましたので、これについて事業部会の方の先生方に御説明して、了承を受けております。

これについて、150℃以下に保つように、処理液を再び処理液再生熱交換器の出口に戻すという循環するラインの設置を検討しております。これは現在、設計検討、あと、製作等が伴いまして、定期点検の時期からは後ろになりますが、平成28年度中にこの冷却系統の設置を目標に、今、検討を進めている所にあります。

⑥としましては、No. 3系の反応器。ここの冷却器がスパイラル式という形で、らせん状にこの配管が複雑に組まれた冷却器のタイプになっております。ここでは腐食等が進んだ時に検査が困難とか、清掃・除去が出来ないとか、保守について困難さがありましたので、二重管式という、検査がやり易くてメンテナンスがし易い二重管の冷却器に更新するものです。

これは、No. 1とNo. 2は既にこういう二重管の冷却器になってありまして、No. 3系については同様に行うという事を平成28年度、これは時期としましては定期点検の後に、この

⑤と⑥を同じ時期で工事を考えているものです。

(PP)

今、御説明した内容と書いてある事はほぼ一緒ですが、全体的なフローで、緑色の方が平成27年度に実施してきたもので、青いベースのものは平成28年度に予定しているもので、施設に入るトランス、コンデンサ、PCB油。これは左側から右手の方に流れるフローになっております。

受け入れとか払い出しに多くあるクレーンと、これは24基全てワイヤーを交換しております。

平成28年度に更新しようとしている大型切断装置につきましては、トランスは持っている油を抜油して、1回目の予備洗浄という洗浄する工程があります。そこで切断したものを、ある程度に分割されたものを、これは「解体前洗浄」と書いてあるのですが、解体前洗浄、2回目の洗浄。

この後、かなり細かい解体になります。ここについて、トランスのものを大まかに解体する装置。ここが経年劣化が進んで来ましたので、主軸ヘッドを更新する。こういった事を平成28年度に予定しています。

あと、解体されたものは洗浄されます。一次洗浄、二次洗浄、アルカリ洗浄、三次洗浄というふうにここは書かれておりますが、この洗浄設備の中で経年劣化で不具合等が生じて来ていました17基の洗浄設備。ここを平成27年度には10基を点検整備しました。

平成28年度については、残る7基をここでやって、一定の整備を終わろうと思っております。

こちらの方は、水熱分解反応器。こういう縦型のもので、下から上の方に処理プロセスが流れまして、分解されます。26.5MPa、370℃という環境で、下から物が入って、分解されて出て来るというプロセスです。それで、この間で熱交換をしたり冷却されたりする部分がございます。ここについて、応力腐食割れ等の不具合を経験しておりまして、平成27年度については出口の連絡管を全面的に替えたという事。

あと、再生熱交換器の入り口部内管。これは再生熱交換器の部分的な所ですけれども、その減肉を更新したというものが平成27年度です。

平成28年度につきましては、減肉が処理液再生熱交換器の反応器のNo. 1系。これについては、機器を丸ごと更新するという事を行います。

出口連絡管の対策というものは、こちらで全面更新をしましたけれども、平成28年度に対策という事を年度一杯掛けて対応を考えている所であります。

こちらにつきましては、二重管の冷却器という事で、タイプを検査し易く、メンテナンスし易いものに替えるという事を、No. 3系について残っておりまして、確実にやる所です。

反応器の底部の腐食です。ここが底部になるのですが、下から上にプロセスが流れる所に隔壁という壁を作りまして、そこにきれいな水、熱水を入れます。そこで、ここは腐食

の環境にならない様にという事を目的にやるものです。隔壁について、来年、定期点検をここで実施したいと考えています。

あとは全体的に示す所ですので、こちらに書きましたが、冷却水の方の冷却と部分的な更新を平成27年度に行いました。あと、システムの方の全面更新を、3カ年やった3年目、ほぼ完了しております。

こういった形のものを、事業部会の方では計画の説明、あとは実績について説明をしております、今の段階では平成28年度の計画を御説明して、御了解を得ている内容になります。

あと、お手元の資料につきましては別紙2というものがありますが、これはA3判、縦の方で残りの年数の、長期保全計画としまして○とか△、星取表で記載しております。それで、定期点検が終わりますと、こういう長期保全の見直しが掛かりますので、見直したものが分かる様な形で資料を書いておりますので、御確認頂ければと思います。

以上で保全計画についての状況の御説明を終わります。

○委員長 資料-3の御説明を頂きました。御質問はございますでしょうか。

基本的に事業部会の方で見て頂いているという事でございますが、いかがでございましょうか。宜しいでしょうか。

事業部会の先生方にしっかり見て頂くという事でお願いしたいと思いますが、宜しければ次に行かせて頂きます。議題の(4)で「東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果」でございます。御説明をお願いします。

○JESCO

(PP)

調査方法は無記名アンケートで、1月25日から2月5日、約10日間弱でやっております。対象者数は、これは長期欠勤者等が1名ずつ、JESCOもTE0もいらっしゃいましたので、それは除いております、JESCO41名に対して41名、TE0168名に対して168名、100%の回収率で、総数209という数値になってございます。

(PP)

調査は、JESCOとTE0、共通の質問と、途中からヒヤリハットとか血中PCBの数値ということ、ちょっと特別な、TE0さんの方にしかないことも聞いていますので、途中から分かれた問題になっています。

まずは共通という事で【共通1】、日本さらに世界からPCBをなくすために業務を遂行している事を意識していますか。ちゃんとPCBの処理は大事な事なのだという事で意識してやっているのですかという事を聞いているのですけれども、JESCOの方は、常に、時々を合わせて100%の方が意識してくれている。TE0さんの方は、ほぼ意識はしてくれているのですが、若干、8名の方は意識していないという結果になってございます。

(PP)

次は知識になるのですけれども、特措法を知っているかという事に対して、JESCOは、良

く知っているが71%、聞いたことはあるが、具体的な内容が良く分からないを合わせると100%なのですが、TEOさんの方は、良く知っているはJESCOの半分弱、32%で、聞いた事があるという人を合わせる91%なのですが、全然知らない、聞いた事も無い人が9%いる。そういう結果でございます。

(PP)

次は、POPs条約です。これを知っていますかという事につきましては、JESCOは、良く知っているが68%で、聞いた事があるという方が32%で、合わせて100%ですが、TEOさんの方は、良く知っているが28%で、知らない、聞いた事もない人が9%いる。大体、これはPOPs条約と特措法、同じ様な数値になっています。

(PP)

次は、JESCOの前身の環境事業団、特殊法人で、国策として実施している事を知っていますかという事について、JESCOの場合、良く知っている、ある程度知っているという事で知っている方は、56%と46%で合わせて100%、TEOさんの方は、余り知らない、殆ど知らない人が26%いらっしゃいますねという感じになってございます。

(PP)

次は、東京都、江東区及び地域住民から安全操業と期限内処理を強く求められている事を意識していますかという事に対して、JESCOは、常に、時々を合わせると、90%と10%で100%でございます。TEOさんの方は、90%の方は時々、常にを合わせているのですけれども、10%の方は意識していないという事になってございます。

(PP)

次は、協定書を結んでいる事を知っていますかという事で、JESCOで、内容も含め、良く知っている人が41%というのはちょっと、我々としては若干少な目の数値かなと思いがら、ある事は知っているというものを合わせると100%。TEOさんに行くと、内容をよく知っている方はJESCOの半分の23%で、結んでいる事も知らない方が7%いる。そういう結果になってございます。

(PP)

次は自由記載で書いて頂いたのですが、書かれた内容を我々の方で分類させてもらいました。安全、環境、操業、期限、コンプライアンス、その他という事で、JESCOの方は、安全が31%、環境が17%、操業が15%、結構ばらばらと安全という事がトップにあるのですけれども、非常に分散している形になっています。

TEOさんの方は、先ずは当然安全で、次には操業なのだという事で、他は若干、環境とかがありますが、少な目にぼつぼつとある。

それで、特徴的なのはJESCOの16%のその他なのですが、これはどういった事がその他にあるかといいますと、これは保管事業者さんに対する、そういった事を書かれていて、保管事業者の意向・満足感などという形で、これは3ページの所に中身が書いてございますけれども、そういった事で、これは実は営業さんの方がこういった記載を書かれてござい

ます。この後も出て来る話で、意外とJESCOの場合は営業さんの感覚というものが他と違う所で意識的に大分差異があるかなという結果が出てございます。保管事業者さんの方に対する思いというものが出て参ります。

(PP)

次は、平成18年3月及び5月の外部漏えいのトラブルを知っていますかという事なのですけれども、実はこれは、JESCOは34%が良く知っている、TEOの方が44%で多いという事で、これも若干、我々としては意外な数値でございまして、実際、TEOさんの方は、長い人は長いまま、新しい方にどんどん代わるのですが、そういった意味でJESCOの方が人の代わりが早いのかなというのがありますけれども、ある程度知っているまで含めても73%で、TEOさんの82%に比べて更に低いという事で、こういった教育が不足しているなという所かなと思ってございます。

(PP)

教育の受講状況ということで、十分教育を受けて来た。これはTEOとJESCOを並べてありますが、TEOさんの方はトレーニングという言葉も入れています。教育とトレーニングを自分は受けて来ているか。当然、TEOさんの方は71%で十分ですよという事で、分からない方も24%いますけれども、不十分と答えている人は5%しかいません。それに対して、JESCOは41%が十分な教育を受けていないというパーセントになってございます。これも実は、この41%の方の殆どが営業さんがこういった回答をされているという事でございます。営業さんの中に不十分であると感じる方が多いという事の傾向が出てございます。

(PP)

教育の理解状況で、十分受けている人は基本的に仕事の理解が進んだという事で、どちらも90%を超す方、ほぼ100%の方が役立って、90%がかなりいいという事ですけれども、役立っていない方もJESCOの場合は10%、TEOさんの方もこういった数値が若干ございますが、基本的に、十分教育を受けた人は良く分かって、役に立っていますという事でございます。

(PP)

続いて、これはJESCOだけの聞き方になってございます。PCBの特性や毒性について、知っていますか。残留性や比重、色、におい、皮膚毒性とか肝毒性、神経毒性、催腫瘍性、生殖・発生毒性等、こういった事を、これは営業さんが知っていないのではないかという心配があったのです。実は、処理施設だけではなくて保管場所でも実際はPCBに被曝する恐れがあるので、営業さんも知っていて欲しいなという事で、これは営業との差が出るのではないかと思ってやってみたのですけれども、よく知っている、大体分かるという人で93%。これは特に差異はございません。そういう事で、そこは心配したのですが、営業さんもこちら辺のPCBの特性を御理解しているという事が実はこれで分かってございます。

(PP)

十分な教育を受けていない、または分からない理由についてという事で、業務で理解出

来ない、または納得出来ない事があるが36%、保管事業者等の外部の方からの質問に的確に答えられない事があるが32%で、これも基本的に営業さんです。この方も殆ど営業さんです。そもそも必要な知識が何なのか良く分からないという、この方も営業です。そういった意味で、やはり営業さんの方が保管事業者さんに色々聞かれて、それに対してうまく答えられなかったり、自分としても疑問を持っている。そういった事で、こういった数値になっているのかなと思ってございます。

(PP)

これはTEOさんです。血中PCB濃度を知っていますか、91%が知っている。

それで、直近の作業環境濃度を知っていますかという事で、83%の方が知っているという事で、余り問題ないのかなと思っております。

(PP)

次は、毎月設定されている処理目標値を意識していますか。それで、常に意識している、時々意識しているを合わせて88%の方が意識していますという事で、これは問題ないのかなと。

それで、担当業務に関連するマニュアルは見ていますかという事で、折に触れてマニュアルを見ている方が62%で、次に多いのが先輩や同僚に聞いているという事で、こちらは23%で、もうちょっと少なくなって欲しいという気持ちはあるのですけれども、古い方がおられたら、新しい方は直接、先輩に聞くという傾向もあるのかなという事で評価してございます。

(PP)

次が操業中にヒヤリとした事、ハットした事はありますかという事で、良くある（月に数回）、たまにある（年に数回）を合わせますと75%の方が年に何回か以上、ヒヤリハットしているという事なのですけれども、人数と、先程の資料-1で言った32件の体験ヒヤリとちょっと合わないなという事で、意外とヒヤリハットの体験をされている。

そういう事があって、次に、報告していますかという問題で、必ず報告しているが46%、ある程度という方は47%という事で、どうも、全部きちんと報告してもらいたいというのが我々の考えなのですけれども、特に体験ではなくて想定とかに書き直してしまっただけ報告されているのかなという事を思いながら、この47%は非常に問題だなと。

そういう事で、これは運転会社さんの幹部の方にも当然報告しています。最初の知識なり意識の方で、JESCOより低いのは当然かなと思っていたけれども、まあまあの数値だったというのが運転会社さんの幹部さんの、管理職の感想で、ただ、これはやはり意外な数値で、問題があるかなという事で、今後、これについてはやはりしっかりと対策、検討していきたいなと思っています。

とりあえず、今、説明しました中で、特にJESCOでいいですと営業さんの意識、知識、それから、問題点というものが、ある程度、浮き彫りになって来たかなという事と、運転会社さんの方で言いますと、ヒヤリハットの報告がもう少しきちんとされていなければいけ

ないなという事が逆に問題点として、課題としてきちんと出たアンケート調査であったかなど。

これにつきましては、今後、対策の検討等も含めてやりまして、次回の委員会でそのあたりをまた御報告したいなと思っておりますけれども、結果が少なかった、多かったという話以上に、こういった事を意識して下さい、こういった事が問題なのですよという事をJESCOと運転会社さん全職員に意識付けされた事という事で、アンケート調査を実施した事そのものにも意義があったのかなという評価をしてございます。以上です。

○委員長 只今の御説明に御質問・御意見等がございましたらお願い致します。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 先にお尋ねしますが、外国人も含めて、現場を視察される方はどの様なアクセスで行かれているのですか。

○JESCO アクセスですか。アクセスといいますと。

○委員 お迎えに行かれるのですか。どこかまでお迎えに行って、バスか何かで。どうなのですか。

○JESCO いえ、基本的には来てもらって頂いています。玄関でお迎えする形です。

○委員 なぜ、お聞きしたかといいますと、我々、環境委員会は現場を一度見て置く必要があるのかなど。

○JESCO その通りだと思います。

○委員 年2回の会議がありますけれども、地理的にも難しいことは重々知っています。また、この位のフロアがあって会議が出来る様な体制が出来るのかとか、色々あるかと思っています。それで、先程運転管理課長さんの方からも、ある保全についての今後の計画、今までやって来たことはあったのですが、例えばクレーン24基というのは、私、頭の中で整理できない状況になっています。どの位細かく、恐らく天井クレーンが中心だと思うのですけれども、どの様に設置されているのかも頭で整理できないような状況がありますので、やはりメンバーの我々が一度、やはり現場を、どの様な状況で、恐らく厳しい環境でやられている。そして今、4つの項目の説明があったのですが、そういったものを含めて、頭と体でやはり体験しておく必要はあるのかなと思います。

大変難しい事だとは思いますが、どうでしょうか。2回に1回は、あるいは2年に1回くらいはメンバーが、恐らくうちの両課長と東京都の職員さん、あるいは環境省の職員さんは行かれるかと思いますが、やはり多くの方が厳しい状況で作業をやっている方を視察するのも大事かと思いますが、少し頭に置いて、委員長を中心に計画出来ればなと思っています。提案だけです。

○JESCO 会場といいますか、こういったプレゼンをするような場所がありますので、アクセスの問題は実際にあるかと思いますが、また検討したいと思いますので、宜しくお願い致します。

○委員長 この委員会がという事ですか。

○委員 はい。

○委員長 一応、かなり他のメンバーは古いメンバーなのであれですけども、また暫く経っていますので、一度、JESCOの東京事業所の方で会議をやってもいいかもしれません。アクセスも難しいですか。

○JESCO アクセスの仕方も工夫すべく、再度検討します。

○委員長 そうしましょう。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 今のあれではないのですけれども、環境省の方が来ていらっしゃるのをお尋ねしたいのですが、例えば事業所が破綻をしたという事で、そこに要するにPCBを含んだトランスでもあったといった時の費用といたしますか、対応といたしますか、そういうものはどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○環境省 先ず一般に申し上げますと、当然、これは誰が処理すべきかという事になれば、本来、そこでお持ちになっていた方が処理すべきですので、例えばその相続なり、あるいはそういったものを引き継いだ方がもしいらっしゃればそういった所になりますが、実は今回、期限を守るために法制度も変える様なという所を検討させて頂いたという話がございます、その中でも、今、委員が仰った様な問題は、具体的には今回、法律を改正していく中で、事業者の皆さんに対して、特に高濃度、JESCOで処理する対象を持っている方に対しては、新たに今回、東京の計画的処理期限がありますけれども、それよりも一定期間前までに処理をして頂く。

それは委員長が先程御懸念された通り、ぎりぎりになって一杯持って来る人がいては困りますから、一定期間前の期限を処理義務を課して、そこまでに持って来ない方については都道府県から命令をかける、あるいはその命令に従わない方には罰則を適用出来る様な規制の強化をしようと思っておりますが、それでも尚、仰る通り、現場では、例えば40年間ずっと持ち続けていましたけれども、企業としての破綻がありましたとか、あるいは持っていた関係者がお亡くなりになったという問題があるわけで、それはどんなに規制を強化しても、その規制の掛かる方が場合によってはいらっしゃらないケースがあるわけがございます。

それをこのまま放って置くと、当然ながら、物だけが残って、期限を超えてしまうということがございますから、その代替策も今回盛り込ませて頂いてしまして、具体的には、そういった場合は都道府県或いは政令市が行政代執行という形で、自治体側が代執行でそれを片づけるという事をやります。それで、代執行というものは、基本的なルールとしては、そこで掛かった費用は本来払って然るべき方に求償するという事をするのですが、それでも尚、お金が取れない方は現実にあると思います。そうなった場合には、今般、こちらについて、では100%、それを自治体さんが負担する事が適切かどうかという事は、これは色々と議論があると思っております、この点については、今回、まだはっきり申し上げられませんが、今後、そういった支援をどうしていくかを検討していく事をやらせて頂くという事になっている所でございます。

○委員 ありがとうございます。済みません。

○委員長 どうぞ。

○JESCO ちょっとだけ言わせて頂きますけれども、もう既に環境省さんの施策で実施しているのは破産者に対する対応ですが、これについては、JESCOは95%引きという形で、もう2年前から始めております。その方が早期登録をしていらっしゃるとうと無料です。無料で処理する。早期登録をしていらっしゃる方は5%ですので、それに破産された方は95%引きですから、無料でも処理をやっております。

○委員 ただ、それは登録をしていないといけないのですね。

○JESCO ですから、登録をしていない方は95%引きです。

○委員長 いや、そこら辺の所は議論がありまして、当然やるべき責任を果たしていない。それを税金を使っていいのかという議論がありました。でも、そうはいいながら、残して置く訳にはいかないの、行政がやらざるを得ないだろう。その費用についてどう負担するかというのは、それこそ色々考えて相談をしてもらおうという形に、今、制度を新しいものに、まだ明確には盛り込めていないのですね。

○環境省 今回の閣議決定をされた改正法案では、そういった場合に地方自治体が行政代執行が出来る様な規定を明文化した法律案で今回、国会に提出しておりますから、この国会の中でもし御審議頂いて了承頂ければ、先ず自治体の一つの解決策として行政代執行で、現場に本当に残って、どうしようもないものを片づける事が出来るという事になります。ただ、費用については、それは制度とは別に、どう持つべきかという事は今後、我々の宿題として、そこは検討させて頂くという事でございます。

○委員長 宜しいでしょうか。

○委員 分かりました。済みません。

○委員長 どうぞ。

○委員 失礼な言い方ですけれども、アンケートはおもしろかったのですが、終わりの方で、TEOさんに対するアンケートで、ヒヤリハットをかなり経験しているのですけれども、報告まで至らなかったというのが結構気になります。

これは最初の所もそうですが、この事業の重要性とか社会的意義というものを、JESCOさんの方は皆良く分かっているのですけれども、TEOさんの方に、これは難しい問題だとは思いますが、そういう研修とかそういう事で、この事業の重要性とか安全にやっていくためにどうしたらいいのかとか、そういう事を、現場でやられている人は一番重要ですので、そういうものをもう少し、今でもやっているのしょうけれども、強化していく必要があるかな。それで、ヒヤリハットを報告するのは今後の事故を減らしていこうという所にあるわけですから、そこに繋げて欲しいなど。要望です。

○JESCO その通りでございます。こういった実態があるという事自体が今回初めて逆に数値として分かりましたので、しっかり対応したいと思っております。

○委員長 委員はJESCOの方はいいだろうと言われましたけれども、私はもう少し期待をし

ていたのですが、JESCOは100%、皆、良く分かっている、よく認識しているという答えを期待していたのです。それで、大体はというのは、ある意味では合格点かもしれませんが、先程申し上げました様に、これからものすごく細かい所で一生懸命やらなければいけないのです。特に事業者の方とつき合っている営業の方がちゃんと持って来る話をつけないといけないわけです。そこの方がこういう状況を本当に認識して頂かなければいけないので、そこら辺については全体にもう少し、より一層意識を高めて頂くということをお願いしたいと思います。多分、そこら辺が一番心配なものですからね。

普通で言えば合格点でしょうけれども、この事業に関してちゃんとやるという意味では、さらに精度を高めて頂く必要があるかと思しますので、宜しくお願いします。

いかがでございましょうか。宜しいでしょうか。

○委員長 それでは、議題の（５）に行きます。最後は「その他」でございしますが、事務局から何かございしますでしょうか。

○事務局 特にございしません。

次回の第36回環境安全委員会につきましては、10月ごろの開催を予定しております。委員長と相談致しまして、委員の方々の日程調整をさせていただきます。また再度御連絡致しますので、宜しくお願いします。事務局からは以上でございます。

○委員長 次回は、委員から御提案もありました事も少し検討して頂いて開催させて頂こうと思います。

本日の議題については以上でございます。先生方からは宜しいでしょうか。それでは、これで本日の環境安全委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。